

総合福祉会館水治療法室の利用案内

1 利用できる方

- (1) 市内在住の方で、障害者手帳をお持ちの方や原則65歳以上で機能維持、訓練等が必要であると医師が判断した方
- (2) 障害を持つ子が通ったり、入所している市内の学校、園、施設等

2 利用申込み

(1) 個人の場合は、次のものをお持ちいただき、利用登録申込書(個人用)に記入・押印のうえ提出してください。(1年間有効な登録証を交付いたします。)

※ お持ちいただくもの

- ① 障害者の方は障害者手帳
- ② 65歳以上の方などは、診断書又は診療情報提供書

(2) 団体(学校、園、施設等)の場合は、利用申込書(団体用)に記入のうえ提出してください。(必ず、利用日前に水治療法室職員と利用方法等について打合せをしてください。)

3 受付時間等

利用(登録)申し込みは、水治療法室の開室時間帯に同室の受付窓口で行ってください。

開室日時は、月曜日～土曜日の午前9時～午後5時(木曜日のみ午後5時半)です。

4 利用料

利用料は無料です。ただし、更衣ロッカー使用料(1回20円)は自己負担となります。

5 利用時間区分

	午前10時～12時	午後1時30～4時
月曜日	障害者・高齢者	障害者・高齢者
火曜日	障害者・高齢者	障害者・高齢者
水曜日	障害児・障害児施設等	障害者・高齢者
木曜日	障害者・高齢者	障害児・障害児施設等 ※4時30分まで
金曜日	障害者・高齢者	障害者・高齢者
土曜日	障害者・高齢者	障害児・障害児施設等

(お一人様、週3回までのご利用とさせていただきます)

※利用に際しては、水治療法室(歩行訓練用温水プール)の趣旨を理解していただき、ルールを守ってご利用ください

6 問い合わせ先

前橋市日吉町二丁目17-10
前橋市総合福祉会館1階 水治療法室(直通電話027-236-0200)